

社会福祉法人七和福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人七和福社会（以下「法人」という）定款第21条の規定に基づき、役員の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事及び評議員をいう。

(役員の報酬等の支給基準)

第3条 法人の職員を兼務し、職員給与を支給されている役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

2 非常勤の役員（前号に規定された役員を除く）の報酬は0円とし、ただし理事会及び評議員会に出席したときは、下記表（表1）に定める実費弁償費を支給する。

3 非常勤役員が法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、表1により実費弁償費を支払うことができる。（定時役員会以外）

表1

	報 酬 （日額）	費 用 弁 償 （日額）
理事会出席報酬等	0円	5,000円

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

5 非常勤の役員には賞与及び退職金は支給しない。

6 役員が職務のため出張をしたときは、下記表（表2）に基づき支給する。

表2

旅 費	宿泊費（日額）	報酬（日額）	そ の 他
実 費	10,000円	5,000円	実 費

7 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

8 宿泊費は実情を考慮し、増額することができる。

9 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

第4条 1, 2, 3項において本人が辞退した場合は支払わないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬時期は、次の各号による報酬の区分に応じて定める

時期とする。

- 1 法人の職員を兼務している役員は実費弁償費は支給しない。
- 2 非常勤の役員等に対する実費弁償費は、当該会議等に出席した都度、現金で支給する。
- 3 役員等が職務のため出張したときの旅費は、当該月の翌月に現金で支給する。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程は、評議員会の議決を経て改廃することができる。

附 則

この規程は、令和 7年 5月 30日より施行する。